

継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

総務部 人権推進課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5陳情第16号の1 化学物質過敏症や電磁波過敏症、および感覚過敏（LED等の強い光や香料などのにおい、工事や車等の大きな音）の障害者支援に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 化学物質過敏症、電磁波過敏症及び感覚過敏の障害者支援に関する下記の事項について、区に働きかけてください。 3 人権推進課において、人権問題としての調査や啓発活動を当事者との協議のもとで推進すること 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年5月17日	1 審査経過 令和5年 6月13日 令和5年10月 6日 令和5年12月12日 令和6年 3月 7日 令和6年 6月14日 令和6年10月 4日 令和6年12月 2日 令和7年 3月 6日 2 審査概要 現時点では、人権推進課においては、化学物質過敏症などに関して、人権問題としての調査を行うことは予定していない。 啓発については、過敏症について特化する形ではなく、これまでどおり、人権全般の課題について、区民への意識醸成へ向けて啓発活動を推進し、その症状があることによって人権侵害を受けたというような内容の相談については、詳しく丁寧に状況を伺い、適切な相談機関へつなげて行く。 令和3年8月に、消費者庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省の5省庁が協力して、香りへの配慮に関する啓発ポスターを作成し、国民等へ情報提供しており、令和5年7月には、柔軟剤などを使用する消費者へのマナー啓発をさらに推進するため、そのポスターを改定し、改めて情報提供を行っている。	

継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

政策経営部計画推進担当

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 28 号 閉園された区立幼稚園を、園庭のない近隣保育園や地域住民に開放を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 閉園された区立幼稚園の利活用に関する下記の事項について、区に働きかけてください。 (1) 子育て家庭や園庭のない保育園の戸外の遊び場として利用できるようにすること。 (2) 子育て支援活動をしている地域住民に対し、利用できるようにすること。 3 請願・陳情の受理年月日 令和 5 年 5 月 3 0 日	1 審査経過 令和 5 年 6 月 13 日 令和 5 年 10 月 6 日 令和 5 年 12 月 12 日 令和 6 年 3 月 7 日 令和 6 年 6 月 14 日 令和 6 年 10 月 4 日 令和 6 年 12 月 2 日 令和 7 年 3 月 6 日 2 審査概要 理事者から以下の説明をしている。 趣旨(1)について、閉園した区立幼稚園などは、全区的な立場から有効な利活用方法を検討するため、全庁に向けた要望調査を実施し、人口動態や区民ニーズを踏まえた検討を行った上で、全庁的な会議体にて意思決定をしており、近年の閉園した区立幼稚園の跡地はすでに利活用方針が決定している。 趣旨(2)については今後、新たに跡地が生じる場合には、引き続き、区有財産の有効活用が図られるよう適切に努めていく。	

継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

総務部 人権推進課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5陳情第30号 パートナーシップ制度に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 事実婚を含むパートナーシップ宣誓制度を導入するよう、区に働きかけてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年5月29日	1 審査経過 令和5年 6月13日 令和5年10月 6日 令和5年12月12日 令和6年 3月 7日 令和6年 6月14日 令和6年10月 4日 令和6年12月 2日 令和7年 3月 6日 2 審査概要 理事者から次の状況説明を行い、継続審査となっている。 ①江東区版パートナーシップ制度の令和6年度からの開始に向け、男女共同参画審議会に策定についての検討が諮問された。 ②23区においては、12区で同様の制度が導入されている。 ③LGBT等の関連として、国においてLGBT理解増進法の制定が可決された。 ④江東区版パートナーシップ制度の素案を作成し、令和5年11月にパブリックコメントを実施した。 ⑤男女共同参画審議会からの諮問に対する答申及びパブリックコメントの結果等を踏まえ、制度の骨子（案）を作成し、条例の一部改正を含めた今後の予定を報告した。 ⑥23区においては、令和5年11月に新たに1区が制度を導入し、合計13区に導入されている。 ⑦委員会審査においては、制度の導入に賛成する意見と、多様性についての区民の理解不足を懸念し、まずは、理解の増進を図るべきとの意見が提起されている。	◎参考 令和7年7月、江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を新設

継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

総務部 人権推進課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5陳情第32号 パートナーシップ条例の制定を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 区民一人一人の個性や多様な生き方を尊重し、多様な性を認め合うことのできる社会を醸成するための施策の一つとして、パートナーシップ条例を制定するよう、区に働きかけてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年5月29日	1 審査経過 令和5年 6月13日 令和5年10月 6日 令和5年12月12日 令和6年 3月 7日 令和6年 6月14日 令和6年10月 4日 令和6年12月 2日 令和7年 3月 6日 2 審査概要 5陳情第30号ほか6件の陳情と一括審査 ①江東区版パートナーシップ制度の令和6年度からの開始に向け、男女共同参画審議会に策定についての検討が諮問された。 ②23区においては、12区で同様の制度が導入されている。 ③LGBT等の関連として、国においてLGBT理解増進法の制定が可決された。 ④江東区版パートナーシップ制度の素案を作成し、令和5年11月にパブリックコメントを実施した。 ⑤男女共同参画審議会からの諮問に対する答申及びパブリックコメントの結果等を踏まえ、制度の骨子（案）を作成し、条例の一部改正を含めた今後の予定を報告した。 ⑥23区においては、令和5年11月に新たに1区が制度を導入し、合計13区に導入されている。 ⑦委員会審査においては、制度の導入に賛成する意見と、多様性についての区民の理解不足を懸念し、まずは、理解の増進を図るべきとの意見が提起されている。	◎参考 令和7年7月、江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を新設

継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

総務部 人権推進課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 5陳情第33号 人権委員会の設置を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 人権を違法に侵害する行為により発生、または発生するおそれのある被害を適正かつ迅速に救済し、予防、人権尊重の理念を普及させることを目的とした人権委員会の設置をするよう、区に働きかけてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年5月29日	1 審査経過 令和5年 6月13日 令和5年10月 6日 令和5年12月12日 令和6年 3月 7日 令和6年 6月14日 令和6年10月 4日 令和6年12月 2日 令和7年 3月 6日 2 審査概要 ①本区においては、ヘイトスピーチ解消法と障害者差別解消法をはじめとする人権に関する各法令にのっとり、あらゆる差別の撤廃や人権尊重の意識を高めていくための取組を実施し、啓発を行っている。また、関係機関などと連携し、人権に関する相談、救済につなげていくことにより人権擁護施策を推進している。 ②現状においては、人権委員会の設置や条例の制定を直ちに行う必要があるとは考えていない。	

継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

総務部 人権推進課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5陳情第34号 人種差別禁止条例の制定を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項を内容とする条例を制定するよう、区に働きかけてください。 1 何人も人種差別を受けないことを明記すること 2 労働、医療、教育、社会保障、住居などにおいて人種差別されることがなく、到達可能な最高水準の身体及び精神の健康を享受する権利を担保すること 3 地方公共団体の運営及び事務の処理に当たり、地域社会における人種差別撤廃のための施策を推進すること 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年5月29日	1 審査経過 令和5年 6月13日 令和5年10月 6日 令和5年12月12日 令和6年 3月 7日 令和6年 6月14日 令和6年10月 4日 令和6年12月 2日 令和7年 3月 6日 2 審査概要 5陳情第33号ほか1件の陳情と一括審査 ①本区においては、ヘイトスピーチ解消法と障害者差別解消法をはじめとする人権に関する各法令にのっとり、あらゆる差別の撤廃や人権尊重の意識を高めていくための取組を実施し、啓発を行っている。また、関係機関などと連携し、人権に関する相談、救済につなげていくことにより人権擁護施策を推進している。 ②現状においては、人権委員会の設置や条例の制定を直ちに行う必要があるとは考えていない。	

継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

総務部 人権推進課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5陳情第36号 包括的差別禁止条例の制定を求める 陳情 2 請願・陳情の趣旨 包括的差別禁止条例を制定するよう、区に働きかけてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年5月29日	1 審査経過 令和5年 6月13日 令和5年10月 6日 令和5年12月12日 令和6年 3月 7日 令和6年 6月14日 令和6年10月 4日 令和6年12月 2日 令和7年 3月 6日 2 審査概要 5陳情第33号ほか1件の陳情と一括審査 ①本区においては、ヘイトスピーチ解消法と障害者差別解消法をはじめとする人権に関する各法令にのっとり、あらゆる差別の撤廃や人権尊重の意識を高めていくための取組を実施し、啓発を行っている。また、関係機関などと連携し、人権に関する相談、救済につなげていくことにより人権擁護施策を推進している。 ②現状においては、人権委員会の設置や条例の制定を直ちに行う必要があるとは考えていない。	

継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

総務部

総務課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5陳情第44号 江東区議会として日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 核兵器禁止条約に署名し、批准するよう、国に働きかけてください。 ・区は平和都市宣言で、核兵器をなくし世界平和の実現のため努力を続けることを明言。 ・令和3年1月に核兵器禁止条約が発効し、世界では核兵器廃絶を推し進める声が広がっている。 ・令和5年5月に開かれたG7広島サミットでは、核兵器禁止条約に一言もふれなかったことに失望と批判が広がっており、唯一の戦争被爆国である日本政府は核兵器廃絶の先頭に立つ必要がある。 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年5月30日	1 審査経過 ・令和5年 6月13日 ・令和5年10月 6日 ・令和5年12月12日 ・令和6年 3月 7日 ・令和6年 6月14日 ・令和6年10月 4日 ・令和6年12月 2日 ・令和7年 3月 6日 2 審査概要 以下の状況説明がなされ、継続審査となっている。 ・政府は現在、本条約に批准する考えはないと表明。 しかしながら、唯一の戦争被爆国として核兵器のない世界に向けて、核保有国と非核保有国との「橋渡し」に努め、核軍縮の進展に向けて貢献していく旨の見解を述べている。 ・2021年1月22日に核兵器禁止条約が発効し、2022年6月にウィーンにて第1回締約国会議、2023年11月にニューヨークの国連本部にて第2回締約国会議が開催も、日本は締約国会議に不参加。	

継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

政策経営部 財政課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 5陳情第54号 江東区の全公共施設使用料について引き下げを行うことと減価償却による算定をやめることを求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 ① 社会教育系施設、社会体育系施設、区民系施設の使用料及び福祉会館・児童館の夜間使用料について、施設使用料の引下げを行うこと ② 全公共施設の使用料への減価償却費算定をやめて、料金引下げを行うこと 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年5月30日	1 審査経過 令和5年 6月13日 令和5年10月 6日 令和5年12月12日 令和6年 3月 7日 令和6年 6月14日 令和6年10月 4日 令和6年12月 2日 令和7年 3月 6日 2 審査概要 以下の状況説明がなされ、継続審査となっている。 ①施設使用料の引き下げについて ・施設使用料については、令和5年度は行財政改革計画に基づく改定年度であるため、適正な施設使用料となるよう検討を行った。 ・令和5年度に実施した検討において、分析結果を踏まえ使用料引上げの改定を行う場合、新型コロナの影響を鑑みた特例的措置の終了と合わせ、短期間で2段階の負担増となることから、総合的に勘案して改定は見送るとともに、令和6年度の1年間に限り、特例的措置を延長することとした。 ・令和7年度からは、特例的措置が終了したため、令和2年10月1日に改定された料金となっている。 ②使用料への減価償却費算定について ・施設の維持管理については、光熱水費や人件費のほか、建物の改修等にも経費を要することから、受益者負担の原則に基づき、利用者にも一定の負担を求めるとの考えのもと、減価償却費を維持管理コストに含めており、減価償却費の算定をやめ、使用料等を引き下げる考えはない。 ・今後も効果的・効率的な施設運営により維持管理コストの縮減に取り組む。	

継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

総務部

総務課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 5陳情第57号 公共施設である庁舎内において政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するように求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1) 庁内管理規則を厳守し、執務室に許可なく立ち入り、政党機関紙の勧誘・配達・集金が行われぬようにすること。 (2) 庁舎内の政治的中立性への疑念を払拭するため、政党機関紙購読者は自宅を配達先とする旨を職員に通達するなどの指導を徹底すること。 (3) 職員が庁舎内で政党機関紙を勧誘されたり、その際に心理的な圧力を感じたという実態がないか、調査・確認すること。 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年6月8日	1 審査経過 ・令和5年10月6日 ・令和6年3月7日 ・令和6年6月14日 ・令和6年12月2日 ・令和5年12月12日 ・令和6年10月4日 ・令和7年3月6日 2 審査概要 以下の状況説明がなされ、継続審査となっている。 (1) まず、職員への勧誘については、区として把握していない。また、配達は執務室への立入りはないものと認識をしている。さらに、集金方法はコンビニ納付、スマホ決済、郵便局での振り込みなど、職員個々の事情により支払いを行っている認識している。 (2) 配達先は職員個々の判断によるもので、区として配達先を自宅に限定させるものではないと考えており、自宅を配達先とするように職員へ通達する考えはない。 (3) 勧誘の際における職員の受け止めは個々で異なり、仮に心理的な圧力を感じる状況であれば、総務部に相談があるものと認識している。現時点で相談がないことから、調査・確認をする予定はない。	

継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

総務部 人権推進課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5陳情第69号 同性パートナーシップ制度を創設しないよう求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 同性パートナーシップ制度を江東区に創設しないよう、区に働きかけてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年8月8日	1 審査経過 令和5年10月 6日 令和5年12月12日 令和6年 3月 7日 令和6年 6月14日 令和6年10月 4日 令和6年12月 2日 令和7年 3月 6日 2 審査概要 5陳情第30号ほか6件の陳情と一括審査 ①江東区版パートナーシップ制度の素案を作成し、11月にパブリックコメントを実施した。 ②男女共同参画審議会からの諮問に対する答申及びパブリックコメントの結果等を踏まえ、制度の骨子（案）を作成し、条例の一部改正を含めた今後の予定を報告した。 ③23区においては、令和5年11月に新たに1区が制度を導入し、合計13区に導入されている。 ④委員会審査においては、制度の導入に賛成する意見と、多様性についての区民の理解不足を懸念し、まずは、理解の増進を図るべきとの意見が提起されている。	◎参考 令和7年7月、江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を新設

継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

総務部 人権推進課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5陳情第71号の1 LGBT理解増進法の慎重な運用を 求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけて ください。 1 公共施設におけるトイレの利用や 設置に当たっては、当事者の思いを 聞き、様々な立場からの指摘を取り 上げ、慎重に審議すること 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年8月23日	1 審査経過 令和5年10月 6日 令和5年12月12日 令和6年 3月 7日 令和6年 6月14日 令和6年10月 4日 令和6年12月 2日 令和7年 3月 6日 2 審査概要 トイレについては、所管課において、各施設の状況等により、原則 として男女の区画を分け、多機能トイレの整備も併せて行っている。 男女共同参画行動計画の「多様性を認め合い、安心して暮らせる社 会を目指す」という基本理念に基づき、LGBT等の方への対応につ いては、個々の事業における状況を判断し、法の趣旨と社会の一般的 な観点からの対応を踏まえ適切に対応している。	

継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

総務部 人権推進課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 5陳情第101号 地方自治法第99条の規定により「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」の慎重な運用を求める意見書を内閣総理大臣岸田文雄宛に提出することの陳情 2 請願・陳情の趣旨 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）の慎重な運用を求める意見書を、国に提出してください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年10月11日	1 審査経過 令和5年12月12日 令和6年 3月 7日 令和6年 6月14日 令和6年10月 4日 令和6年12月 2日 令和7年 3月 6日 2 審査概要 陳情第71号の1と一括審査 男女共同参画行動計画の「多様性を認め合い、安心して暮らせる社会を目指す」という基本理念に基づき、LGBT等の方への対応については、個々の事業における状況を判断し、法の趣旨と社会の一般的な観点からの対応を踏まえ適切に対応している。	

継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

総務部経理課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 5 陳情第 108 号の 1 「入札契約制度に関する事項等」に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 ① 物価上昇や適切な歩掛、週休 2 日制の確保に対応できる予定価格を設定すること ② 着手日や完了日ありきでなく、週休 2 日制確保等、施工条件に合わせた適正な工期設定をすること ③ 工事予定価格の大小に関係なく、多くの総合評価方式入札を採用すること ④ 区の総合評価方式入札の価格点算出を見直すこと ⑤ 地元事業者育成の為、総合評価方式入札の地域貢献点を加点拡大すること ⑥ 工事成績を工種別平均点だけでなく全工事の成績評定を公表すること	1 審査経過 令和 5 年 12 月 12 日、令和 6 年 3 月 7 日、令和 6 年 6 月 14 日 令和 6 年 10 月 4 日、令和 6 年 12 月 17 日、令和 7 年 3 月 6 日 2 審査概要 理事者から以下のとおり説明をしている。 ① 区発注の工事においては、労務単価上昇等を考慮した東京都財務局の単価等を採用しており、また施工条件や工事の特殊性など鑑みながら、適切に補正を行って工事予定価格を算定している。今後とも社会情勢や市場を注視し、適正な予定価格の算出に努めていく。 ② 区発注の工事においては、週休 2 日を確保できるように工期を設定している。引き続き、設計の際、必要に応じて施工会社にヒアリングする等、適切な工期の設定に努めていく。 ③ 小規模工事に総合評価方式入札を採用すると、新規事業者の参入や小規模事業者の育成に影響が出るため慎重な検討が必要である。 ④ 令和 7 年 4 月 1 日以降に契約締結する工事から、総合評価制度の価格点の見直しを行っている。 ⑤ 令和 4 年度に地域貢献点は見直しており、23 区の中でも高い方であるため、拡大は難しい状況である。 ⑥ 区では 3 千万円以上の工事予定価格を事前公表しているため、全工事の成績評定を公表すると、入札の競争・公正性の確保が困難となる懸念がある。	◎参考 （建設委員会付託分） ⑪ 地下鉄 8 号線関連工事を地元企業に優先発注するよう、東京地下鉄株式会社へ働きかけること。

⑦ 人材確保等支援助成金など、可能な限りの助成金制度支援をすること ⑧ 設計図面の整合性(建築・設備)について、設計・監理委託先の管理を徹底すること ⑨ 工程の遅れ・予定外費用の発生などが生じないよう、管理監督者(区担当者)の育成をすること ⑩ 国・都と同様に参考数量内訳書を契約変更の根拠資料とすること ⑫電子媒体による契約事務手続を早期実現すること 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年11月15日	⑦ 業界における補助金の要望が多いものについては、担当所管に伝えており、他に間接的な支援ができるか検討していく。 ⑧ 設計図書の整合性は、発注者として責任をもって、設計事務所等へ指導・監督を行っているところであるが、工種ごとに取り合う部分などは、施工性も検討し、設計事務所と協議しながら進めていく。 ⑨ 現場の遅れや、不必要な追加工事費が生じないよう、主任監督員、総括監督員が適宜、区担当者の指導・育成を行っているところである。これまで以上に各現場の施工状況や発注状況等の情報共有機会を増やしていく等、区担当者の育成に努めていく ⑩ 区発注工事においては、これまで、総価契約に基づいて工事発注を行っており、数量内訳書は参考である。着手後、設計図書に疑義が生じた場合は、発注者・受注者が協議し、設計図書を基に、必要に応じて契約変更を行うこととしている。引き続き、数量の乖離が生じないよう、努めていく。 ⑫ 令和6年11月1日以降に契約締結する工事から導入している。	
---	--	--

継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

政策経営部企画課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5陳情第109号の1 区が区民に対して公営火葬サービスを提供していないことに関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、趣旨1については区に働きかけ、趣旨2については記載の内容を含む意見書を国及び都に提出してください。 (1) 行政が運営主体となる新規火葬場を設置すること。 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年11月20日	1 審査経過 令和5年12月12日 令和6年 3月 7日 令和6年 6月14日 令和6年10月 4日 令和6年12月 2日 令和7年 3月 6日 2 審査概要 理事者から以下の説明がなされ、継続審査となっている。 ① 陳情理由で指摘されている民営火葬場の経営者に関しては特別区長会から命を受けた保健所生活衛生課長会が公益目的に反する行為の有無を確認するため、各火葬場及び当該本社に対して調査、確認を実施している。 ② 陳情理由の内、新型コロナウイルス感染症によって亡くなられた方を一部火葬場で受け入れ拒否していた件については、厚生労働省のガイドラインに基づいて受入火葬場の制限をしていたが、その後、ガイドラインは改正され、当該民営事業者の全火葬場にて受け入れを行っている。 ③ 民営火葬場の料金設定や燃料費の特別付加火葬料導入については、ガス・電気料金の高騰を受けての対応であり、保健所生活衛生課長会の調査において、公益目的に反する行為は認められず、公平性や自社グループへの優遇措置など、是正すべき特段の指摘事項はなかった。 ④ 公営火葬場の設置については大田区等が一部事務組合によって臨海斎場を設置しているが、整備に関して50億円弱、運営に毎年6億円弱の経費がかかり、大きな財政支出を伴う。	◎参考（厚生委員会付託分） 5陳情第109号の2 (2) 火葬場の運営や料金の適正化を図るため、火葬料金を届出制とする法整備をすること。

	⑤ 現状においては、将来的な民間を含めた 23 区内で斎場の需要予測は把握できておらず、公営斎場の整備が民間斎場へ与える影響についても不明であり、また周辺環境の影響や開発計画との調整など、検討すべき課題が数多くあると認識している。 ⑥ 令和 6 年 8 月に、特別区長会として厚生労働省に対し、火葬場の公共性を踏まえ、民営火葬場の経営主体が火葬場以外の事業を行っている場合には、収支の透明性を示すよう義務付ける法整備について緊急要望を行った。これに対し厚生労働大臣からは、火葬場への関与は微妙であるものの、価格の問題は疎かにできないことから、厚生労働省として注視し、運営が適切なものとなっているか監視していくことで対応したい旨の発言がなされた。	
--	--	--

継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

政策経営部企画課・広報広聴課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5陳情第118号 区民に寄り添わないお役所仕事の江東区役所「広聴」業務の抜本的改革・是正と、濫用されてきた「区長への手紙の取扱いに関する要綱」第7条3項の廃止に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 （1）江東区役所により濫用されてきた「区長への手紙の取扱いに関する要綱」第7条 第3項を廃止すること （2）区民に寄り添わない江東区役所「広聴」業務の抜本的改革・是正をすること （3）江東区役所に「すぐやる課」を設置し、お役所仕事から脱却すること （4）「区長への手紙」には、選挙で選ばれた区長自らが署名、回答すること 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年12月22日	1 審査経過 令和6年 3月 7日 令和6年 6月14日 令和6年10月 4日 令和6年12月 2日 令和7年 3月 6日 2 審査概要 以下の説明がなされ継続審査となっている。 （1）「区長への手紙の取扱いに関する要綱」第7条 第3項では、同一の発信者からの同趣旨の内容に対する回答は3回を限度とすると規定している。行政の効率性を確保しながら広く意見を承るために必要な規定であると認識している。なお、4回目以降についても、個別の回答は行わないものの、内容については関係所管課と共有を図っている。 （2）区長への手紙制度の適切な運用を通じて、区民に寄り添いながら、丁寧な広聴業務に取り組んできたところである。 （3）「すぐやる課」を設置しなくとも、区民からの相談にすぐ対応することは、本来的に行政に求められている姿勢であり、本区においても、各所管課において蓄積された業務に関するノウハウを生かし、対応している。また、所管が明確でない相談についても、総務課や企画課で対応を図っている。 （4）膨大な数の区長への手紙を区長自らが回答することは困難であるため、各部長に処理を委任し、各部において適切に対応をおこなっている。なお、区長は、いただいた全ての意見に目を通し内容を把握している。	

継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

総務部 人権推進課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 6陳情第9号 「江東区版パートナーシップ制度」を当初のスケジュール通りに制定するよう強く求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 江東区版パートナーシップ制度を当初の予定どおり2024年4月より実施するよう、区に働きかけてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和6年2月13日	1 審査経過 令和6年 3月 7日 令和6年 6月14日 令和6年10月 4日 令和6年12月 2日 令和7年 3月 6日 2 審査概要 5陳情第30号ほか6件の陳情と一括審査 ①男女共同参画審議会からの諮問に対する答申及びパブリックコメントの結果等を踏まえ、制度の骨子（案）を作成し、条例の一部改正を含めた今後の予定を報告した。 ②23区においては、令和5年11月に新たに1区が制度を導入し、合計13区に導入されている。 ③委員会審査においては、制度の導入に賛成する意見と、多様性についての区民の理解不足を懸念し、まずは、理解の増進を図るべきとの意見が提起されている。	◎参考 令和7年7月、江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を新設

継続審査中の請願・陳情について（ 企画総務委員会）

総務部

総務課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 6陳情第11号 「クリーンで公正な区政」への転換を目指し、区民的立場で区政に対する不平、苦情、提言等の処理や監視と救済を行なう総合オンブズマン制度導入を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 区民的立場で区政に対する不平、苦情、提言等の処理や監視と救済を行う総合オンブズマン制度の導入とオンブズマン条例の制定を求める。 3 請願・陳情の受理年月日 令和6年3月11日	1 審査経過 ・令和6年 6月14日 ・令和6年10月 4日 ・令和6年12月 2日 ・令和7年 3月 6日 2 審査概要 区では、区民からの要望や苦情に対し、既存の制度である住民監査請求や行政不服申し立て、区政相談、区長への手紙などにより、適切に対応することで区民の権利を保護する目的は達せられると考えており、総合オンブズマン制度を創設する考えはなく、その根拠となるオンブズマン条例の制定も予定していない。	

継続審査中の請願・陳情について（ 企画総務委員会）

総務部

総務課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 6陳情第12号 地方自治法改正の中止・見直しを求める 日本国政府への意見書の提供を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 地方自治法の改正は地方自治の根幹を揺るがすものであり、いたずらに中央政府の権力を強化するものとなっていること等から、政府に法改正の中止・見直しの意見書を提出してください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和6年3月13日	1 審査経過 ・令和6年 6月14日 ・令和6年10月 4日 ・令和6年12月 2日 ・令和7年 3月 6日 2 審査概要 以下の状況説明がなされ、継続審査となっている。 国では地方自治法改正にあたり、地方自治法の基本的な考え方を変えるものではないとしており、また「補充的な指示」は閣議決定を必要とし、国が自治体に事前聴取などを行う努力義務も盛り込んでいる。 また、区では、地方自治法の改正が陳情にあるような地方自治の概念を破壊するものではないと認識しており、地方自治法改正の中止、見直しの意見書を提出する考えはない。 なお、地方自治法の改正は、国会で審議・成立し、令和6年6月26日に公布されている。	

継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

総務部

総務課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 6陳情第17号 「日本電信電話株式会社等に関する法律の廃止」並びに「日本電信電話株式会社の株式売却中止」を求める日本国政府への意見書の提出を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 安全保障の観点から、日本電信電話株式会社等に関する法律の廃止並びに国が保有する日本電信電話株式会社の株式売却を中止するよう求める意見書を国に提出してください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和6年 4月17日	1 審査経過 ・令和6年 6月14日 ・令和6年10月 4日 ・令和6年12月 2日 ・令和7年 3月 6日 2 審査概要 以下の状況説明がなされ、継続審査となっている。 日本電信電話株式会社等に関する法律の廃止、いわゆる「NTT法の廃止」及び「株式売却の中止」については、国会等での議論を注視している。 報道によれば、NTT法などの改正案の概要として、政府は、固定電話サービスを全国一律で提供するNTTの義務を見直す一方で、政府のNTT株の保有義務など、主な規制は維持することを柱としており、NTT法の廃止は見送るとしている。 また、法案の付則において、改正法の施行から3年後をめどに、「NTT法の改廃を含め」制度のあり方を検討した上で、必要な措置を講ずると明記するとしており、本区としては、引き続き、国の動向を注視していく。	

継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

総務部経理課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 6 陳情第 30 号 公契約条例制定を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 公契約条例の制定を求める 3 請願・陳情の受理年月日 令和 6 年 6 月 3 日	1 審査経過 令和 6 年 6 月 14 日 令和 6 年 10 月 4 日 令和 6 年 12 月 17 日 令和 7 年 3 月 6 日 2 審査概要 理事者から以下のとおり説明をしている。 一定の工事案件では労働関係法令の遵守状況や従業員の賃金等について、受注者から「労働環境報告書」の提出を受け、確認を行っており、対象案件の一部に対しては、社会保険労務士を活用した労働環境の現地確認も実施している。また、人件費が主となる業務委託についても、労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法の遵守について誓約書の提出を求めている。引き続き、受注者の適切な労働環境整備については確認を進めていく。 労働環境の整備は一義的には国で行うべきものとするが、今後の経済情勢や賃金動向等を注視し、情報収集に努めていく。	

継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

総務部 人権推進課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 6陳情第46号の1 セクシュアルマイノリティの人権推進 に係わる求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 パートナーシップ宣誓制度を令和6 年度内に導入することすることを区に 働きかけてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和6年9月10日	1 審査経過 令和6年10月 4日 令和6年12月 2日 令和7年 3月 6日 2 審査概要 5陳情第30号ほか6件の陳情と一括審査	◎参考 令和7年7月、江東区パートナ シップ・ファミリーシップ宣誓制度 を新設

継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

総務部

職員課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 6陳情第49号 江東区会計年度任用職員の処遇改善を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記に示す改正を行い、会計年度任用職員の賃金等を改善するよう、区に働きかけてください。 (1) いわゆるアルバイト賃金の時給を早急に1,500円に引き上げること (2) 給料表に格付けされていない職種（女性相談支援員、スクールソーシャルワーカー、日本語講師等）も格付けされている職種同様に賃上げを行うこと (3) 条例で定めている報酬基準月額の上限を引き上げること (4) 報酬に経験加算を導入し、採用後1年経過で4号給引き上げる仕組みを定めること (5) 公募なしの再度任用回数の限度を廃止すること 3 請願・陳情の受理年月日 令和6年9月10日	1 審査経過 令和6年10月 4日 令和6年12月 2日 令和7年 3月 6日 2 審査概要 以下の状況説明がなされ、継続審査となっている。 なお、会計年度任用職員の処遇改善については、地方公共団体一般職・非常勤等職員労働組合江東から要求書が提出されている。 (1) 令和6年12月にそれまでの1,165円から、令和7年度においては1,341円、15%の増とすることで組合と合意している。 (2)、(3) 組合と双方合意の下、今後の協議事項として整理している。 (4) 職務給の原則、および職務内容の変化が無い中で、単純な単価の増額は考えにくい。組合との今後の協議事項として整理している。 (5) これまで正式交渉として、組合と6回交渉を重ねてきたが、合意に至っていない。	

継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

総務部 人権推進課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 6陳情第53号 パートナーシップ条例の見直しを求め る陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけ てください。 1 本区で進められているパートナーシ ップ条例を見直すこと 2 本区で条例をつくる意義と都のパー トナーシップ制度との違いを区報やホ ームページで説明すること 3 パートナーシップ条例が日本国憲法 第24条第1項に抵触するおそれにつ いて、区の見解を区報やホームページ で説明すること 4 パートナーシップ条例が施行された 際に起こりうる問題をどのくらい想定 しているかについて、区報やホームペ ージで説明すること 5 パートナーシップ条例を制定せずに 問題を解決する方法を導入する考えが あるかについて、区報やホームページ で説明すること 3 請願・陳情の受理年月日 令和6年9月10日	1 審査経過 令和6年10月 4日 令和6年12月 2日 令和7年 3月 6日 2 審査概要 5陳情第30号ほか6件の陳情と一括審査	◎参考 令和7年7月、江東区パートナ ーシップ・ファミリーシップ宣誓制度 を新設

継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

総務部 人権推進課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 6陳情第62号 江東区版パートナーシップ制度条例に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 江東区版パートナーシップ制度条例を早期実現するよう、区に働きかけてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和6年11月19日	1 審査経過 令和6年12月2日 令和7年3月6日 2 審査概要 5陳情第30号ほか6件の陳情と一括審査	◎参考 令和7年7月、江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を新設

継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

総務部 人権推進課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 6陳情第66号 「江東区版パートナーシップ制度条例」の早期実現を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 ファミリーへの適用も含めた「江東区版パートナーシップ制度条例」を早期に実現するよう、区に働きかけてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和6年12月2日	1 審査経過 令和7年 3月 6日 2 審査概要 5陳情第30号ほか6件の陳情と一括審査	◎参考 令和7年7月、江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を新設

継続審査中の請願・陳情について（企画総務委員会）

総務部 人権推進課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 7陳情第7号 「夫婦・親子同氏制度を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書」提出を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 夫婦・親子同氏制度を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書を国会及び政府に提出してください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和7年2月6日	1 審査経過 令和7年 3月 6日 2 審査概要 理事者から次の状況説明を行い、継続審査となっている。 ①国の第5次男女共同参画基本計画では、「夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、また家族の一体感、子供への影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める。」と記載されている。 ②令和3年に内閣府が実施した「家族の法制に関する世論調査」では、「現在の制度である夫婦同姓制度の維持」が27.0%、「現在の制度を維持したうえで旧姓使用の法制度を設けたほうが良い」が、42.2%と合計すると69.2%の方の回答があった。 ③旧姓使用の拡大や選択的夫婦別姓に関する民法改正については、国民の関心の高まりや国会等の議論の方向性が流動的な状況である。	

継続審査中の請願・陳情について（ 企画総務委員会）

総務部

総務課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 7陳情第9号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1) 庁舎内で政党機関紙の勧誘や購読により心理的な圧力を感じたか否かの調査・確認すること。 (2) 心理的圧力を受けた職員がいた場合、適切に対応すること。 3 請願・陳情の受理年月日 令和7年2月7日	1 審査経過 ・令和7年 3月 6日 2 審査概要 以下の状況説明がなされ、継続審査となっている。 (1) 本区では、「一定の公職にある者等からの 不正な働きかけ等に関する 取扱い規定」において、「購入する意思のない機関紙の購読を執拗に求める行為」は、不正な働きかけに該当するため、そのような状況があれば、総務部に報告があるものと認識している。 現時点において、そうした報告などは無く、陳情にある調査や確認をする予定はない。 (2) 仮に心理的圧迫を受けた職員がいた場合は、職員個々に受け止め方や状況等が異なるため、個々の状況に応じて、適切に対応していく。	